

成年後見制度利用促進法の議決に当たって

国連障害者権利条約との整合検討の付帯決議を求める声明

2016年4月3日

一般社団法人 日本自閉症協会

会長 市川宏伸

自閉症をはじめとする発達障害や知的障害などのために判断能力が不十分な人の権利擁護に当たっては、法定代理制度である成年後見制度が不可欠です。このたび衆議院で可決された成年後見制度利用促進法案は、成年後見類型への偏重、公務員等の欠格条項、過重な費用負担など、成年後見制度がもつ運用問題の改革を図るための重要な法案であり、参議院でも可決されるよう望んでいます。

一方、国連障害者権利条約第12条は、障害者も他の者と平等に法的能力をもつと定めており、現在の後見制度のうち、成年後見類型・保佐類型に規定される行為能力の制限や、成年後見人への包括的代理権は、それに抵触する疑いが指摘されています。詳しくは別添「成年後見制度と障害者権利条約」を参照してください。

当協会は、2013年11月12日に、同条約批准後速やかに成年後見制度の運用の改善を図ると共に、成年後見制度の一律権利制限について見直し検討を開始するよう提案しました。また、2016年3月24日には、衆議院での本法案審議を控え、本法の施行に当たっては、障害者権利条約との整合を図るために必要な改革についても、十分に検討されるよう求める声明を公表しました。

同条約に抵触するおそれのある諸問題を解決するには、時間がかかるものと思われませんが、本法の検討を通じて解決の道筋をつけることが必要です。

このたび参議院内閣委員会での審議を迎え、本法案に対する関心が高まり、審議時間も確保されると聞き及んでいます。そこで、「国連障害者権利条約との整合についても検討する」旨の付帯決議がされて、課題が明確になるよう、改めて求めます。

一般社団法人 日本自閉症協会

〒104-0044 東京都中央区明石町6-22-6F

電話 03-3545-3380

FAX 03-3545-3381

Eメール asj@autism.or.jp

ホームページ <http://www.autism.or.jp/>

担当 常任理事 柴田洋弥・辻川圭乃